

**IASB ディスカッション・ペーパー（DP）
「IAS 第 19 号（従業員給付）の改訂に係る予備的見解」の概要**

IASB の退職後給付プロジェクトは、現行の年金会計を大きく改善することを目的として、2006 年 7 月に開始された。IASB は現在、IASB の単独プロジェクトとしてフェーズ 1（IAS 第 19 号の改訂）に取り組んでおり、2008 年 3 月 27 日に今回の DP を公表し、9 月 26 日までコメントを募集している。本 DP に対するコメントの分析後、2009 年後半に公開草案を公表し、2011 年に最終基準を公表することで、フェーズ 1 を終了する予定とされている。

以下では、DP の概要を各章ごとに説明し、これらに関連する IASB からの質問項目を併せて紹介する。

第 1 章：イントロダクション

(1) プロジェクトの範囲

- (a) 給付建約定に対する負債の変動の遅延認識（第 2 章）
- (b) 給付建約定の表示アプローチ（第 3 章）
- (c) 拠出と約定収益に基づく給付の会計処理（第 4～9 章）
- (d) いずれか高い額のオプション付き給付約定の会計処理（第 10 章）

(2) プロジェクトの範囲に含められなかった事項

次の IAS 第 19 号の問題点は、本プロジェクト（フェーズ 1）では取り扱わず、将来（フェーズ 2 において）、FASB と合同で検討する予定とされている。

- (a) IAS 第 19 号は、退職後給付債務を給付算定式に基づいて計上する結果、権利が確定していない給付を債務として認識するが、これは他の IFRS の扱いと矛盾している。
- (b) 予測単位積増（PUC）方式などの IAS 第 19 号の債務の測定方法は、他の IFRS の扱いと大きく異なる。
- (c) IAS 第 19 号は、運営企業が基金を支配していないと仮定して、基金を連結せず、純額の増減を認識するにすぎない。
- (d) IAS 第 19 号は、複数事業主制度について、制度に係る負債を認識しない場合がある。

(3) 関連するプロジェクトとの関係

- (a) FASB の退職後給付プロジェクト

FASB は退職後給付プロジェクトの第 1 フェーズの成果として、2006 年 9 月に SFAS

第 158 号を公表し、退職給付をすべてオンバランスするが、保険数理差損益等についてはリサイクルする処理を行うこととしている。

IASB と FASB は最終的には共通の基準の開発を目的とするが、このフェーズ 1 の目標は異なっている。特に IASB はリサイクルについて、財務諸表の表示プロジェクトが完了していない中で、リサイクルを現在求めている基準にこれを導入することには消極的である、とされている。

(b) 財務諸表の表示プロジェクト

本 DP は、現在ボードが検討中である財務諸表の表示プロジェクトで検討されている事項を前提とせず、現行 IAS 第 1 号（2007 年改訂）を前提としている（本 DP 第 3 章、第 9 章）。しかし、DP に対するコメントは、財務諸表の表示プロジェクトにおける退職後給付費用の表示の検討に役立つものであることを期待する、とされている。

(c) その他のプロジェクト

このプロジェクトは、公正価値測定、金融商品、IAS 第 37 号の改訂、概念フレームワークのプロジェクト等と関連するが、これらの成果を待つことなく、並行して進めることとされている。

質問 1

この IASB プロジェクトでは限られた期間に特定の課題に対応するという目標を掲げていますが、これを前提として、ボードがこのプロジェクトの一部として取り扱うべきである課題がほかにもあると思いますか。あるとすれば、それらの課題を優先事項であるとする理由を述べてください。

第 2 章：給付建約定に対する負債の変動の遅延認識

この章では、遅延認識に関連する次の 3 つの予備的見解が示されている。

(1) 制度資産の価値と退職後給付債務の変動のすべてを、これらが発生した期間の財務諸表において認識する（即時認識）¹。

➤ 現行の扱いである遅延認識の主な問題点（2.10～2.12 項）

- 概念フレームワークと整合しない
- IAS 第 8 号における会計上の見積りの変更の処理（資産・負債の変動について、その変更があった期間に認識を行う）と矛盾する
- 制度が積立不足である場合に資産が計上され、あるいは、制度が積立余剰で

¹ 現行 IAS 第 19 号では、回廊の範囲内の保険数理差損益については認識しないことができ（未認識）、これを超える金額は予想平均残存勤務期間にわたって認識することができる（遅延認識）。

ある場合に、負債が計上される場合がある

- 会計処理が複雑である
- 即時認識に反対する意見に対する検討（2.8 項）
 - 退職後給付債務は他の債務と比べて正確に測定することが困難という意見について
 - ⇒デリバティブ金融商品等の算定においても、不確定な将来事象に同様に依存しており、測定しない十分な根拠とはなり得ない。
 - 将来的に相殺できる保険数理差損益を発生する度に認識するのは不適切という意見について
 - ⇒必ずしも相殺できるとは限らない。また、当初の保険数理上の仮定が有効である場合、将来の変動は相殺されるかもしれないが、過去の変動は相殺されない。
 - 制度資産と退職後給付債務の変化から生じるボラティリティはあまりにも大きいという意見について
 - ⇒変動しやすいという性質を持つのであれば、財務諸表はその事実を反映すべき。

(2) 資産収益を期待収益と保険数理差損益に区分しない。

- 期待収益率の決定は主観的で、恣意的に率を選択するおそれがあるため。(2.15 項)

(3) 権利が未確定の過去勤務費用を制度の変更された期間に認識する²。

- IAS 第 19 号は過去勤務費用を、従業員の過去の勤務から生じる現在の債務を増加させるものと特徴付けおり、SFAS 第 158 号の取扱いとも整合的（2.17 項）
- 即時認識により、IFRS 第 2 号における会計処理と不整合になるが、これは従来から IAS 第 19 号に内在する問題であり、今回のプロジェクトの検討の対象外である（後掲 第 6 章参照）(2.19～21 項)

質問 2

ボードがその予備的見解に至る際に検討すべきであったのに検討しなかった要因はありますか。あるとすれば、それらの要因とは何ですか。それらの要因は、ボードに対してその予備的見解の再検討を強いるに十分な根拠となり得ていますか。もしそうであれば、なぜですか。

² 現行 IAS 第 19 号では、過去勤務費用について、制度の変更により直ちに従業員が権利を取得するものは当該変更期の費用とするものの、従業員の権利取得までに一定の勤務サービスの提供が求められるものについては、当該期間にわたって費用認識することが求められている。

第 3 章：給付建約定の表示アプローチ

この章では、給付建て約定に対する次の 3 つの代替アプローチが提示されているが、ボードの予備的見解は示されておらず、寄せられたコメントを踏まえて検討するとされている。

(1) 代替アプローチ

(アプローチ 1)

給付建債務と制度資産の価値のすべての変動を、純利益に含めて表示する。

(アプローチ 2)

給付建債務と制度資産の価値の変動は、勤務費用とこれに係る支払いの遅延（の財務活動）の影響に分けられる。勤務費用（割引率変動によるもの以外の保険数理差損益を含む。）は純利益に含めて表示する。その他のコストはその他の包括利益（OCI）に含めて表示する。

(アプローチ 3)

財務上の仮定の変更から生じる再測定の色を、その他の包括利益に含めて表示する。その他のコスト（勤務費用、利息費用、利息収入等）は、純利益に含めて表示する。

取扱いの比較

		アプローチ 1	アプローチ 2	アプローチ 3
勤務費用		純利益	純利益	純利益
利息費用		純利益	OCI	純利益
制度資産 収益	利息収入	純利益	OCI	純利益
	公正価値変動			OCI
保険数理 差損益	割引率変動	純利益	純利益	OCI
	それ以外			純利益

なお、本 DP は現行 IAS 第 1 号を前提としているため、アプローチ 2、3 のいずれにおいても、現行 IAS 第 19 号の取扱い（第 93 D 項）を踏まえ、OCI に計上してもリサイクリングはしない方法（SFAS158 のように B/S のその他の包括利益累計額に計上されず、直接利益剰余金に計上される）が考えられている。（3.9 項参照）

また、アプローチ 3 によった場合、制度資産収益を制度資産からの利息収入と、制度資産の公正価値の変動に分解する必要があるが、利息収入の識別方法に関しては、3 つのアプローチ（①IAS 第 19 号の期待収益、②株式配当及び債券の稼得利息、③優良社債の市場利回りによるみなし利息収入）が示されている。

それぞれのアプローチの特徴（○が優位性。詳細は DP 参照。）

	アプローチ 1	アプローチ 2	アプローチ 3
他の IFRS（概念FW、IAS8）との整合性(3.17 項)	○		
退職後給付債務上の利息費用と制度資産上の利息収入の対応関係（3.19 項）	○	○	○
長期項目の価格又は価値の変動は OCI に表示すべきとする考え方との整合性(3.22 項)			○
勤務費用と財務活動の費用の区分(3.25 項)		○	
公正価値の変動の分解(3.26 項)			○
実用性（複雑性の回避や理解可能性）（3.27 項）	○		

(2) 清算と縮小に関わる損益の表示

➤ 縮小(3.34 項)

勤務に係る費用であるため、3つのアプローチすべてにおいて純利益で認識する。

➤ 清算(3.35 項) ー退職給付債務と異なる金額による決済差額

- ・アプローチ 1：純損益で認識する。
- ・アプローチ 2：その他の包括利益で認識する。
- ・アプローチ 3：その他の包括利益で認識する。

質問 3

- (a) 給付建費用の変動を表示するアプローチの中で、財務諸表の利用者に最も有用な情報を提供するのはいかなるアプローチですか。なぜですか。
- (b) 利用者にとっての情報の有用性を評価する際、あなたは次の要因のそれぞれをどのくらい重視しますか。また、なぜですか。
- (i) 給付建費用のいくつかの構成要素をその他の包括利益に含めて表示すること
- (ii) 公正価値に関する情報の分解
- (c) 表示アプローチのそれぞれを使用すると、どのような困難に出会いますか。

質問 4

- (a) 財務諸表の利用者により有用な情報を提供するためには、ボードは、本ペーパーの中で説明されているアプローチをどのように改善させるべきですか。
- (b) 財務諸表の利用者により有用な情報を提供する代替表示アプローチがあったら、説明してください。そのアプローチは、どのようにして財務諸表の利用者により有用な情報を提供しますか。

第４章：拠出ベース約定のイントロダクション

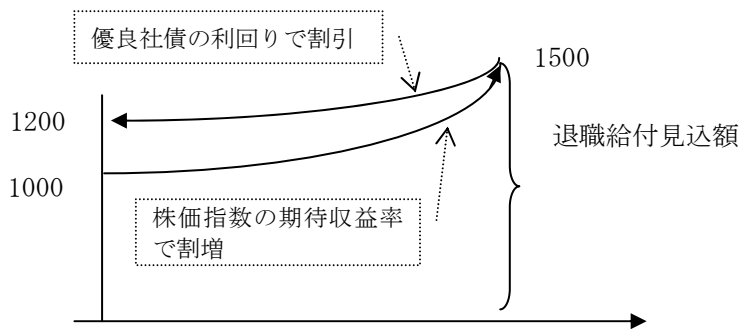
第４章から第９章では、拠出と約定リターンに基づく給付（いわゆるキャッシュ・バランス・プラン(CB)）について、新たに「拠出ベース約定」と定義して会計処理を行うことを提案している。

IAS 第 19 号では、退職後給付制度を、

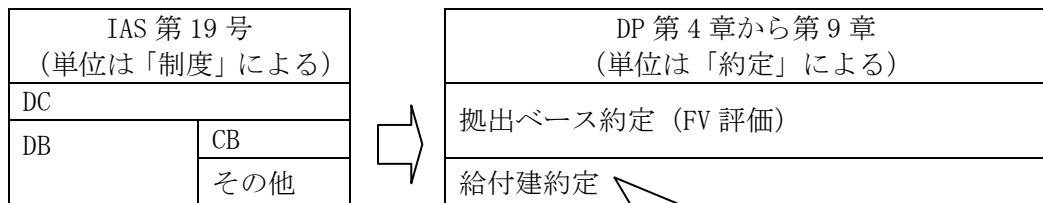
- ・拠出建制度³ (Defined contribution plans ; DC)
- ・給付建制度 (Defined benefit plans ; DB)

の２つに区分し、CB は DC の定義に該当しないため DB として取り扱っているが、次のような問題等が指摘されている。

- ・例えば、拠出額に株価指数の収益率による利回りを加えた額を給付する制度では、将来の退職給付見込額は株価指数の期待収益率を使用して計算し、それを優良社債の利回りで現在価値に割り引くことにより負債が測定される。このため、株価指数の期待収益率 > 優良社債の利回りの場合、負債が過大評価される。



退職給付に関する会計単位を「制度」から「約定」に変更する（後掲第５章 1 参照）ことと併せ、このような問題に対応するため、CB を「拠出ベース約定」に区分し、「給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定する」ことが提案されている。



DP 第 2 章：給付建約定にて遅延認識を廃止
DP 第 3 章：給付建約定に関する「表示」

³ IAS 第 19 号の拠出建制度の定義：退職後給付制度のうち、企業が一定の拠出金を別個の事業体（基金）に支払い、たとえ基金が従業員の当期及び前期以前の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに拠出金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないものをいう。

第５章：定義

前ページで説明したように、この章では、IAS 第 19 号の定義を次のように見直すとともに、拠出ベース約定の定義を行っている。また、拠出ベース約定の特徴や、具体的にどのような約定が該当するのかを説明している（具体例については DP の付録に示されており、本資料でも末尾に掲載している）。

1. 定義（5.3 項）

退職後給付約定

退職後給付約定とは、雇用関係の終了後に支払われる従業員給付（解雇給付を除く）を支給する義務を企業が負う正式な又は非公式の取決め（arrangements）をいう。

給付建約定

給付建約定制度とは、拠出ベース約定拠出建制度以外の退職後給付約定をいう。

拠出ベース約定

拠出ベース約定とは、積立フェーズ中の給付を次のとおりに表わすことのできる退職後給付約定をいう⁴。

- (i) 各報告期間について、権利確定リスク又は人口統計上のリスクの影響以外は当該期間の期末日に既知である、実際又は名目的拠出の積立額、及び
- (ii) 資産、資産グループ又は指数に連動している実際又は名目的拠出からの約定リターン。（ただし、約定リターンが含まれなくてもよい。）

※退職後給付制度と拠出建制度の定義は、削除されるべきである。

複数の退職給付約定を含む退職給付制度の場合、会計単位は、従業員に対してなされた約定であるべきである。（5.5 項）

2. 拠出ベース約定の特徴について

- ▶ 定義は積立フェーズに依存する。（5.13～5.16 項）
 - 拠出ベース約定（及び給付建約定）を、据置フェーズや支払フェーズではなく、従業員が将来に報酬を受け取る約束と引き換えに勤務を提供する積立フェーズの特徴を踏まえて定義すべきである。
- ▶ 給付約定に約定リターンが含まれなくてもよい。（5.17～5.23 項）
 - IAS 第 19 号において拠出建制度（DC）と定義されている約定が含まれることとなる。

⁴ 拠出ベース約定は、①積立フェーズ（勤務期間）、②据置フェーズ（積立フェーズと支払フェーズの間）、③支払フェーズ（給付期間）に分けられる。

- 約定リターンは、資産、資産グループ又は指数からの収益に連動している。(5. 24～5. 25 項)
- 拠出を実際に払い込むことを求めている（名目的拠出でよい）。(5. 26 項)
- 拠出額がその拠出に係る期間の末日に既知である（5. 27～5. 29 項）
 - 拠出ベース約定のリスクは主に資産ベースリスクに限られ、給与リスクを伴う約定を定義から除外する。
 - ・ IAS 第 19 号の測定要件を適用した場合に問題となるのは変動リターンを伴う約定であるが、これのみならず、IAS 第 19 号の測定要件を適用することが比較的容易と考えられる固定リターンを伴う約定も、拠出ベース約定とされる。これは、両者を区別する概念的根拠がないことによる。
 - ・ 典型的な最終給与比例約定は、給付建約定とされる一方で、例えば、全期間平均給与比例約定は、拠出ベース約定とされる。これは、後者は固定リターンが 0%の拠出ベース約定と表現でき、給与リスクを伴わないためである。
- 定義は権利確定条件から独立している。(5. 52 項)
 - 拠出ベース約定の定義は、権利が未確定の給付に対しても、権利が確定した給付と同様に適用される（後掲 第 6 章参照）。
- 定義は、人口統計上のリスク（長生きリスク等）から独立している。(5. 53 項)
 - 約定リターンが基金の投資収益のみに連動するのではなく、長生きリスク（予想よりも長生きするために債務が増加するリスク）に連動する場合であっても、拠出ベース約定に分類できる。これは、人口統計上のリスクがあるために拠出ベース約定に分類できない（給付建約定に分類する）ならば、多くの約定について問題が解決しないことになるためである。
 - なお、測定にあたっては考慮される点に注意（第 7 章 参照）。

3. 拠出ベース約定に含めないもの

- ・ 給与リスクを含む約定（5. 38～5. 43 項）
- ・ 典型的な退職後の生命保険や医療給付等といった、その他の退職後給付約定（5. 49～5. 51 項）。

質問 5

ボードはこのプロジェクトで扱うべき約定を適切に識別したということに賛成しますか。賛成できないとしたら、プロジェクトにどの約定を含め、どの約定を除くべきですか。また、なぜですか。

質問 6

ボードの提案に従った場合、多くの約定が給付建から拠出ベースに分類し直されることになると思いますか。これらの提案によって、仮にありとすれば、企業はどのような実務的な困難に直面しますか。

第 6 章：拠出ベース約定に関する認識

この章では、拠出ベース約定の認識に関し、次の 3 つの予備的見解が示されている。

1. 拠出ベース約定について、権利が未確定の給付も負債として取り扱う。

権利が未確定の給付が負債であるか否かの問題は、従来から IAS 第 37 号の推定的債務に当たるという見方や、逆に現在義務は存在しないという見方など、議論的となってきたが、これについてはプロジェクトの範囲外である。したがって、IAS 第 19 号の扱い⁵に従い、ここでは負債として扱う（6.3～6.5 項）

2. 勤務期間後半に給付が著しく増加する給付算定式であっても、給付算定式からの逸脱は容認しない。

IAS 第 19 号は、DB において、勤務期間後半に給付が著しく増加する給付算定式の場合、定額基準で各勤務期間に配分することを求めている（DC においては給付算定式に従うことを求めている）。しかしながら、これを容認又は要求すると、測定が複雑になり、また、拠出ベース約定を公正価値で測定すべきである、という考え方（後掲 第 7 章）を踏まえると、配分された金額の現在価値（公正価値）を計算することは有意義とはいえない。さらに、これを容認しないことにより、IAS 第 19 号の拠出建制度の定義を満たす約定は、従来の IAS 第 19 号どおりに会計処理される。（6.6～6.9 項）

3. 従業員が報告日の直後に離職した時に事業主が支払わなければならない給付（いわゆる期末要支給額）により確定する追加額を、企業に認識させるべきではない。

第 7 章で示される拠出ベース約定の測定方法によれば、約定リターン率が割引率を下回る場合、この約定の公正価値は期末要支給額を下回ることが考えられ、この際に IAS 第 39 号の要求払いの特徴を備えた金融負債の公正価値の測定と同様、最小公正価値として追加認識すべきかが検討された。しかし、IAS 第 19 号は、その他の退職後給付約定に対する追加的な負債の認識を求めていることや、これと併せて検討すべきである受給権の確定の有無の論点は、本プロジェクトの対象外であることから、追加認識しな

⁵ ただし、IAS 第 19 号では権利が未確定の DB を負債とみなすとしているが、DC については触れていない。

いこととされた。(6.10～6.12項)

質問 8

これらの予備的見解について何かコメントすることはありますか。あるとすれば、どんなことですか。

第 7 章：拠出ベース約定の測定（積立フェーズ）

企業は拠出ベース約定の負債を、給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定すべきである。

1. 会計単位の識別

拠出ベース約定は、「拠出額（に対する負債）」と「約定リターン」（ある場合に限る。）の 2 つの構成要素に分けられるが、会計単位は両者を含めた拠出ベース約定全体とし、両者に単一の測定基礎を適用することが検討されている。ボード・メンバーの一部は、「拠出額」は IAS 第 19 号の DC に類似すると考えるため、公正価値ではなく、IAS 第 19 号に従った測定も検討されたが、2 つの構成要素に異なった測定基礎を適用すると、次のように同一の経済的義務について、異なった会計処理をもたらしかねないため、採用されなかった。(7.3～7.6 項)

- ・ 5 年後に一時金 CU1,340（すなわち、拠出額 CU1,340 と 0%の固定リターン）を支払う約定
- ・ 5 年後に一時金 CU1,000 と年 6%の固定リターンを支払う約定

2. 測定属性の選択

次の特徴を備えた測定アプローチは、「拠出ベース約定に関し、その約定から生じる将来キャッシュ・フローの額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に対して提供する測定属性を選択する。」という目的に適うと考える。(7.7 項)

- 将来キャッシュ・フローの見積り
- 時間的価値の影響
- リスクの影響

(1) 将来キャッシュ・フローの見積りについて

給付負債の測定において、企業は(a)明示的であり、(b)観察可能な市場要因にできる限り整合的であり、(c)当該債務から生じるすべてのキャッシュ・フローの額、時期及び不確実性に関するすべての入手可能な情報を、バイアスのない形で盛り込み、かつ、(d)現在のものである（すなわち、報告期間の期末日に存在する

条件に一致している）という条件を満たしている将来キャッシュ・フローの見積りをすべきである（7.9～7.18項）。特に(c)については、IAS第19号の最頻値アプローチではなく、期待値アプローチに基づくべきとしている。

(2) 貨幣の時間的価値について

予備的見解は、IAS第19号と同様、拠出ベース約定の測定にも貨幣の時間的価値を含めるべきである、というものである。

(3) リスクの影響を拠出ベース約定の測定に織り込むべきか

固定された将来キャッシュ・フローを伴う負債と、期待リターンが同一である不確実な将来キャッシュ・フローを伴う負債の間に差異を認識するためにも、リスクの影響に対する調整は必要とされている。

(a) 資産ベースリスクは織り込む。（7.23～7.24項）

資産ベースリスクとは、約定された給付の負債が資産又は指数の価値の変動に伴って変動するリスクをいい、金融商品の市場リスクに類似するものである。この影響は、類似する資産の観察可能な市場価格を参照して算定可能と考えられる。

(b) 人口統計上のリスクは織り込む。（7.25項）

ただし、多くの拠出ベース約定では、退職給付は一時金又は市場金利で設定された年金であり、積立フェーズ中は人口統計上のリスクは重要ではないと考えられる。

(c) 信用リスクは織り込む。（7.26～7.29項）

ここでいう信用リスクとは、給付約定に充てられる資産(制度資産、企業の資産等)が不十分であるために、企業が支払を行えなくなるリスクである。これを織り込むことは、拠出ベース約定には一般的に観察可能な価格がなく、また信用格付けを得ることも困難なことから、難しいと考えられる。しかしながら、これらは信用リスクを織り込むべき他の負債にも同様に当たることから、拠出ベース約定を別途の扱いにする理由はないものとされた。

(d) 給付約定の条件が変化するリスク（法改正や業界慣習の変化の可能性）は織り込むべきではない。（7.30～7.33項）

会計単位はなされた給付約定であり、将来に存在する可能性のある給付約定とすることは、企業の債務の性質が忠実に表現されない、とされた。→ 拠出ベース約定は、給付約定の条件が変化しないという仮定に基づいて測定されるべきである。

3. 測定属性の識別

ボードは、拠出ベース約定について、デリバティブを組み込んだ契約に類似すると考えており、これと同様、公正価値で測定することが忠実な表現につながると考えた。その一方で、2. (3) (d) で述べたように、拠出ベース約定は「給付の条件が変化しないと仮定した上での公正価値である」としている。ボードは、これが公正価値に当たらない可能性があることを認識しているが、このことは公正価値プロジェクトで扱うべき問題であると考えている。

質問 9

- (a) 本ペーパーに掲げる測定目的に、より適う代替的な測定アプローチはありますか。そのアプローチがどういうものであるかを述べ、なぜ測定目的に、より適うのかを説明してください。
- (b) ボードの退職後給付約定プロジェクトのこの段階において、リスクの影響をその測定アプローチの構成要素としてどの程度まで含めるべきですか。これをどのように行うべきですか。

4. IAS 第 19 号が現在、DC に分類している制度への影響（7.41～7.43 項）

拠出ベース約定は、第 5 章の定義によると、IAS 第 19 号が DC に分類している約定を含むこととなる。ボードは、この提案の採用に伴って IAS 第 19 号に含まれる DC の定義に当てはまるほとんどの約定の会計処理に著しい変更が生じることを望んでいないとしている。

- ・ IAS 第 19 号は、DC の負債を、従業員が勤務を提供した期間の終了後 12 ヶ月以内に全額支払われない場合は優良社債の利率を使用して割り引いた上で、未払の拠出金として測定することを求めている。
- ・ 「給付約定の条件が変化しないと仮定して、拠出額は公正価値で測定されるべきである」という提案は、未払の拠出金が優良社債の利率とは異なる率で割り引かれる可能性があるため、会計処理の変更をもたらす。
- ・ 約定が IAS 第 19 号において DC に分類されていて、企業が拠出に係する期間の直後に拠出額を支払う場合には、測定上の変更の影響が著しいものになることはないだろう。

質問 7

提案は目的を達成しますか。達成しないとしたら、それはなぜですか。

第 8 章：積立フェーズ後の給付の測定

この章では、拠出ベース約定の給付債務について、積立フェーズ以後の据置フェーズ及び支払フェーズでいかに測定すべきかについて、予備的見解が示されている。ボードの予備的見解は、いずれのフェーズでも、会計処理の一貫性を重視し、積立フェーズにおける測定（第 7 章参照）に整合させ、給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定するというものである。この結果、例えば支払フェーズにおいて、経済的に同一の債務である給付建約定の給付債務との測定額に差異が生じる場合がある（下記参照）。

● 毎年、年金 100 を受け取るという経済的に同一の債務について	
拠出ベース約定	信用リスク調整後の 1 年あたり 100 の年金の市場価格。 市場価格が入手できない場合、長生きリスク等を含めたリスクマージンを決定する必要がある。
給付建約定	優良社債の利率で割引後の、リスクマージンを伴わない 1 年あたり 100

質問 10

- (a) 支払フェーズと据置フェーズの給付負債を、積立フェーズの給付負債を測定するときと同じように測定すべきである、という考えには賛成しますか。賛成できないとしたら、それはなぜですか。
- (b) 支払フェーズ期間中の拠出ベース約定の負債を、その給付約定の条件が変化しないと仮定して公正価値で測定するのは、どのような点で困難ですか。

第 9 章：拠出ベース約定の分解、表示及び開示

この章では、拠出ベース約定の構成要素の分解と表示・開示並びに従来の DC の会計処理に与える影響が取り上げられている。

1. 構成要素の分解（9.2～9.8 項）

拠出ベース約定に対する負債の価値の変動を、勤務費用とその他の価値変動に分解すべきである。

その他の変動を利息費用と保険数理差損益に分解することは、追加情報の便益を上回る複雑性を加えることになることから、要求しないこととした。

質問 11

- (a) 拠出ベース約定に対する負債の変動に関する情報については、どの程度まで分解するのが財務諸表の利用者にとって有用ですか。それはなぜですか。

(b) 拠出ベース約定に対する負債の変動を、給付建約定に要求されている構成要素と同様の構成要素に分解するのは困難であるという考えには同意しますか。同意しないとしたら、それはなぜですか。

2. 構成要素の表示（9.9～9.12項）

拠出ベース約定から生じる勤務費用とその他の公正価値変動を純利益に含めて表示する。給付建約定のアプローチ2及び3（4ページ参照）は、その他の公正価値変動の一部をOCIに表示するが、これは公正価値変動を前掲1の提案よりもさらに分解するためにできるものであり、分解をしないこの提案では、すべてを純利益に表示するとしている。これには、IAS第39号が、公正価値測定した金融負債の変動のすべてを当期純利益に含めて表示することも考慮した、とされている。

また、整合性を考えて、制度資産のすべての変動も純利益に含めて表示する。

質問12

拠出ベース約定に対する負債の変化は、

- (a) 制度資産の価値のすべての変動と共に、純利益に含めて表示されるべきですか。それとも、
- (b) 給付建約定に対する負債の変動の表示に倣うべきですか（第3章を参照）。なぜですか。

3. 開示（9.13項）

企業はリスクを伴う拠出ベース約定に対する負債を開示すべきである。

企業は当該負債に関係する制度資産に関する情報も開示すべきである。

4. 影響

(1) IAS第19号がDCに分類している制度（9.14～9.15項）

IAS第19号がDCに分類している制度は、拠出ベース約定とされるが、拠出がその拠出に係る期間の末日までに制度に対して支払われる場合、DCの構成要素は勤務費用以外には存在しない（その他の公正価値の変動はない）。IAS第19号はDCへの拠出を純利益に含めて認識することを求めているので、拠出ベース約定に係る表示の提案は、多くの拠出建制度に対する表示の要求を変えない。

(2) 拠出ベース約定と給付建約定の間にある相違（9.16項）

	拠出ベース約定	給付建約定
制度資産及び給付負債の価値変動は次の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務費用 ・ 給付約定の条件が変化しな 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務費用 ・ 利息費用

構成要素に分解される	いと仮定して、給付負債の その他の公正価値変動 ・ 制度資産の価値変動	・ 保険数理差損益(制度資産の価値変動を含む)
①純利益に含めて表示される変動	制度資産と給付負債のすべての変動	アプローチ1：すべての変動 アプローチ2：勤務費用といくつかの保険数理差損益 アプローチ3：勤務費用、利息費用、利息収入及びいくつかの保険数理差損益
②その他の包括利益に表示される変動	なし	アプローチ1：なし アプローチ2：利息費用及びいくつかの保険数理差損益(制度資産の価値変動を含む) アプローチ3：いくつかの保険数理差損益(制度資産の価値変動を含む)

第10章：「いずれか高い額の」オプション付き給付約定

この章では、2つの約定のいずれか高い額な方を給付する場合の取扱い（下記参照）について、以下の3つの予備的見解が示されている。ここでは、給付建約定と拠出ベース約定の組み合わせのみが検討されているが、これは、拠出ベース約定同士の組み合わせは単一の拠出ベース約定であると解釈されることと、給付建約定同士の組み合わせについてはプロジェクトの範囲外であるためである。

「いずれか高い額の」オプション（‘a higher of’ option）付き給付約定の例

事業主は、(a)と(b)のいずれか高い額の給付を約束する。

- (a) 従業員の各年の勤務に対して現在給与の5パーセントに相当する、基金に払い込まれた一時金給付。約束された退職給付は、拠出額に所定の株価指数からの毎年の収益率をもって複利で計算される利息額を加算した金額に相当する一時金である（拠出ベース約定）。
- (b) 各年の勤務に対し最終給与の5パーセントに相当する一時金給付（給付建約定）。

(1) 「いずれか高い額の」オプションを分離して認識する。(10.2~10.9項)

- (a) 主たる (host) 給付建約定を給付建約定として認識し、給付建約定と同じよ

うに会計処理し、

(b) 「いずれか高い額の」オプションを分離して認識する。

- ・ 上記設例の約定は、勤務期間に対する既知の拠出と拠出に係る収益の積立とは表現できないので、拠出ベース約定ではなく給付建約定であるが、給付建約定として予測単位積増方式を使用して測定すると、オプションの価値を無視することになる。
- ・ この約定を拠出ベース約定に含めるために、拠出ベース約定の定義を変更すると、例えば些少の保証を組み込んだ典型的な最終給与比例制度は、給付建ではなく拠出ベースに分類されてしまう。

(2) 「いずれか高い額の」オプションは、給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定すべきである。(10.10～10.13 項)

公正価値で測定することは、

- ・ オプションの本源的価値と時間的価値の両方を包含し、よって、債務をより良く表現する。
- ・ オプションの価値を直接的に決定することができるので、給付建約定と拠出ベース約定の双方の価値を決定することを事業主に対して求めない。
- ・ 「いずれか高い額の」オプションが重要ではない約定は、主たる給付建約定に類似する額で測定され、「いずれか高い額の」オプションが高い価値を有する約定は、より高い額の負債を反映することとなる。
- ・ IAS 第 39 号の金融オプションの処理と整合する。

拠出ベース約定の測定に整合させて、給付約定の条件が変化しないと仮定した上での公正価値がふさわしい測定属性であると考える。

(3) 「いずれか高い額の」オプションの分解と表示の方法

第 9 章での提案との整合性を確保するために、当該オプションを勤務費用とその他の価値変動に分解し、両構成要素を純利益に含めて表示すべきである

質問 13

- (a) 企業が、主たる給付建約定と別個に認識する「いずれか高い額の」オプションを識別し、測定するのは、どのような点で困難ですか。
- (b) 「いずれか高い額の」オプション付き給付約定に関する提案に対して、他に何かコメントしたいことはありますか。あるとしたら、どんなことですか。

その他の事項

ボードは、このプロジェクトの後の段階に、退職後給付約定に対して要求される開示についてレビューする意向にある。そのレビューの一環として、ボードは様々な国と地域の開示の成功事例を検討する予定である。例えば、退職後給付負債の測定に使用した死亡率に関する情報の開示を要求する明示的要件を導入すれば、利用者はそれらの負債の測定に影響を及ぼしている内在的不確実性を理解できるようになると考えられる。

質問 14

ボードはそのレビューの一環としてどういった開示を考慮すべきですか。

質問 15

本ペーパーに関して他に何かコメントしたいことはありますか。あるとしたら、どんなことですか。

給付約定の具体例（DP の付録 A）－7 ページ冒頭部分を参照。

約定 1	<p>事業主は、次の一時金に相当する給付を約束する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最初の 15 年間の勤務に対しては、次のように積み立てられる一時金：各年の勤務に対し給与の 8 パーセントの拠出と、株価指数のリターンに等しい拠出金からのリターン。 次の 15 年間の勤務に対しては、各年の勤務に対し最終給与の 3 パーセントに相当する一時金。 	<p>最初の 15 年間：拠出ベース</p> <p>次の 15 年間：給付建て</p> <p>（2 つの約定を別々に会計処理）</p>
約定 2	<p>事業主は、各年の勤務に対し、給与の 5 パーセントを毎年基金に拠出することを約束する。退職給付約定は、拠出額に所定の株価指数による複利収益を加算した金額の一時金である。</p>	<p>拠出ベース</p>
約定 3	<p>事業主は、各年の勤務に対し、現在給与の 5 パーセントを基金に拠出することを約束する。退職給付約定は、支払われた拠出額に当該拠出からの実際投資収益を加算した金額の一時金である。</p>	<p>拠出ベース</p> <p>IAS 第 19 号の拠出建制度の定義を満たす。→ 拠出額が、その拠出に係る期間の末日に既知である。</p>
約定 4	<p>事業主は、各年の勤務に対し、現在給与の 5 パーセントの名目的拠出を行うことを約束する。退職給付約定は、名目的拠出に所定の株価指数による複利収益を加算した金額の一時金である。</p>	<p>拠出ベース</p> <p>拠出額を実際に払い込む必要はない(名目的拠出でよい)</p>
約定 5	<p>事業主は、各年の勤務に対し、現在給与の 5 パーセントの名目的拠出を行うことを約束する。退職給付約定は、拠出額に年 3 パーセントの固定リターンを加算した金額の一時金である。</p>	<p>拠出ベース</p> <p>資産の収益に連動する約定リターンを含むすべての約定は拠出ベースとする。 (変動リターンと固定リターンを区別する概念的根拠なし)</p>
約定 6	<p>事業主は、各年の勤務に対し、現在給与の 5 パーセントの名目的拠出を行うことを約束する。退職給付約定は、拠出額に年 0 パーセントの固定リターンを加算した金額の一時金である。</p>	<p>拠出ベース</p> <p>固定リターンが 0%の約定も含む。</p>
約定 7	<p>給付は、各年の勤務に対し、給与の通算平均の 5 パーセントに相当する退職一時金である。(全期間平均給与比例約定)</p>	<p>拠出ベース</p> <p>約定 6 と同じ(給付算定式の表現方法が違うのみ)</p>
約定 8	<p>給付は、各年の勤務に対し、退職時最終給与の 5 パーセントに相当する退職一時金である。</p>	<p>給付建て</p> <p>典型的な最終給与約定の会計処理は変えない。</p>
約定 9	<p>給付は、各年の勤務に対し、退職直前 3 年の給与の平均の 5 パーセントに相当する退職一時金である。</p>	<p>給付建て</p> <p>最後の 1 年の給与平均(約定 8)と最後の 3 年の給与平均(約定 9)は区別できない。</p>
約定 10	<p>事業主は、勤務した年ごとに基金に拠出することを約束する。各勤務した年における拠出は、直近 2 年の給与の平均の 5 パーセントである。退職給付約定は、支払われた拠出額に相当する一時金である。</p>	<p>拠出ベース</p> <p>各年の勤務に対する拠出は、過去及び現在の勤務期間に係る給与によって表現される → 拠出に係る期間の末日に既知である</p>

審議事項（２）－２

<p>約定 11</p>	<p>給付は、勤務年数に直近（すなわち、最後の）２年の給与の平均の５パーセントを掛けた金額に相当する退職給付一時金である。</p>	<p>給付建て 一期間の給付は、その期間の末日に既知でない。（給与リスクあり）</p>
<p>約定 12</p>	<p>事業主は、各年の勤務に対し、給与の５パーセントを別個の基金に拠出することを約束する。累積拠出額に拠出からの投資収益額を加算した金額の退職一時金は、固定年金レートで年金に転換される（すなわち、年金購入費用は、退職日の市場レートで決まるのではなく、約定がなされる時点に固定される）。その年金額は、退職した従業員の生存期間にわたり毎月支払われる。</p>	<p>拠出ベース 拠出額は権利確定リスクと<u>人口統計上のリスクを除いては</u>、拠出に係る期間の末日に既知である。 拠出からのリターンは、基金内の投資収益（資産グループからの収益）に連動。</p>
<p>約定 13</p>	<p>事業主は、勤務初日に CU100,000 を別個の基金に拠出することを約束する。退職一時金は拠出額 CU100,000 に 0 パーセント固定リターンを加算した金額である。この一時金は固定年金レートで年金に転換される（すなわち、年金購入費用は、退職日の市場レートで決まるのではなく、約定がなされる時点に固定される）。これにより、退職した従業員の生存期間にわたり年 CU1,000 の給付がなされる。</p>	<p>拠出ベース CU100,000 の一回の拠出により積み立てられる一時金と 0 パーセントの約定リターンを組み込み、固定年金率で年金に転換される → 約定 12 に類似</p>
<p>約定 14</p>	<p>事業主は、従業員の勤務期間にかかわらず、退職後死亡するまで、毎年 CU1,000 を給付することを約束する。</p>	<p>拠出ベース 勤務に依存しない所定の額が退職後に定期割賦で支払われる約定は、約定 13 と同一である。</p>

以 上